



別記第7号様式（第10条関係）

許可番号 第8号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 函館市海岸町21番14号
名 称 協栄廃棄物処理有限会社
代表取締役 岡本 壮一郎

令和8年3月3日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

函館市長 大 泉



許可の年月日 令和8年4月1日

許可の有効年月日 令和10年3月31日

1 事業の範囲

(1) 取り扱う一般廃棄物の種類

①事業系ごみ、②市で収集しないごみ（一般廃棄物許可業者が収集運搬するものに限る。） 以上2種類

(2) 積替えまたは保管の有無

有

2 積替えまたは保管を行う全ての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための積み上げることができる高さ

(1) 積替えまたは保管を行う場所の所在地

函館市海岸町21番14号（屋内保管）

(2) 積替えまたは保管を行う場所の面積

43.8 m²

(3) 積替えまたは保管を行う一般廃棄物の種類

事業系ごみおよび市で収集しないごみ（一般廃棄物許可業者が収集運搬するものに限る。）のうち，燃やせるごみを除く一般廃棄物

(4) 積替えのための積み上げることができる高さ

屋内で積み上げることができる高さとする。

3 取扱区域

函館市の全行政区域

4 許可の条件

該当なし

5 許可の更新または変更の状況

令和8年4月1日 更新許可